

沼津港水門展望施設条例の一部改正について

沼津港水門展望施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津港水門展望施設条例の一部を改正する条例

沼津港水門展望施設条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小人の項中「50円」を「150円」に改め、同表大人の項中「100円」を「300円」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

「提案理由」

安定した施設運営を図るため、入場料を改めるものである。